

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 7 月 28 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
河田外科形成外科	岡山市北区幸町四番一二号	令和 8 年 9 月 1 日
深井医院	岡山市北区高松一三一―五	〃
みなみ整形・痛みのクリニック	岡山市南区藤田五六〇―五一二	〃
こどものきずクリニック	岡山市北区津島京町三丁目二―二〇サンライ ト津島Ⅰ号館一階	〃
聖眼科クリニック	岡山市東区瀬戸町沖三六四番地	〃
グレース眼科クリニック	岡山市北区中山下一―一―グレースタワー Ⅲ二階	〃
松香内科医院	倉敷市児島上の町三丁目一番一〇号	〃
さなだ耳鼻咽喉科医院	笠岡市笠岡二二六五番地の二	〃

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 7 月 28 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イマムラデンタルクリニック	岡山市北区今二丁目九一―一四	令和 8 年 9 月 1 日
片山歯科医院	岡山市南区新保二一六	〃
きらり歯科クリニック	岡山市北区高柳西町一七一三七	〃
岡田歯科医院	倉敷市玉島一丁目六番四三号	〃 5 日
ここ歯科・おやこ歯科クリニック	倉敷市西阿知町三八三番一	〃 1 日
藤原歯科医院	倉敷市連島中央一丁目一番一〇号	〃
ファミリー歯科	倉敷市林一七三一―一	〃
ひかり歯科クリニック	倉敷市北畝五丁目二〇番五六号	〃

									矢掛駅前宮尾歯科クリニック	名 称
									小田郡矢掛町矢掛二五二七―六	所 在 地
									令和 八年 九月 一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 7 月 28 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高木薬局 一宮店	岡山市北区西辛川五三九―一二	令和 8 年 9 月 1 日
ふあみりー薬局	岡山市中区藤原西町二―七―三七	〃
セントラル薬局倉益店	岡山市中区倉益二〇六―三	〃 16 日
くまぎし薬局	岡山市南区福成一丁目一六七―一五	〃 1 日
日の出薬局 イオンモール倉敷店	倉敷市水江一	〃
おかやま薬局西阿知店	倉敷市西阿知町西原一〇七四―三九	〃 28 日
津山薬局 河辺店	津山市河辺一〇三九―一	〃 1 日
あんず薬局	総社市小寺九九八―四	〃

[illegible]